

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

#### 薩摩川内市条例第 7 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(薩摩川内市税条例の一部改正)

第 1 条 薩摩川内市税条例（平成 1 6 年薩摩川内市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年薩摩川内市条例第 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 0 項」を「第 2 条第 1 1 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 6 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。